

予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 平成 29 年 10 月 16 日（月） 午前 10 時 40 分
2. 場 所 第 3 委員会室
3. 出席委員 林委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・山下主査
8. 協議事項
9 月定例会臨時会（10 月 16 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前 10 時 40 分 閉会 午前 10 時 51 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 29 年 10 月 16 日

予算決算常任委員長 林 哲 也

記 録 調 整 者 山 下 賢 三

林委員長 皆さんお疲れ様です。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。これより、本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。それでは、議案第 1 号「平成 28 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 今回の補正は要緊急安全確認大規模建築物、これは昭和 56 年以前に建築され、3 階建て以上、面積が 5,000 ㎡以上の建物が該当いたします。これの耐震改修の補助金として 4,611 万 1,000 円を計上したものでございます。算定根拠につきまして、補正予算説明資料の 1 ページを見ていただきたいと思います。この度の耐震改修を行おうとする市内 1 事業所の建物改修部分の面積が 7,740 ㎡でございます。これに面積当たりの補助単価となります、5 万 300 円、これをかけますと、3 億 8,937 万円となります。実際にはこれ以上に工事費がかかるわけですが、補助の対象となる金額は 3 億 8,937 万円が基準となります。これに補助率でありますと、国が 11.5%、県が 5.75%、市も 5.75% でございます。これをかけますと金額が 8,955 万 4,000 円となりまして、これを耐震改修が行われる今年度と来年度の 2 ヶ年で補助することとなります。事業者からの申請書では、耐震改修工事は年明けの 1 月から来年の夏にかけて行う予定でありますことから、今年度分の出来高として、51.5%相当となりますが、補助金として 4,611 万 1,000 円を見込んでいるものでございます。なお、事業者に対する補助金といたしましては、市の会計を通らない国からの事業者へ直接補助が別途 21.8% ございまして、全体で補助対象事業費の 44.8% が補助金の合計で、金額にしますと 1 億 7,456 万 5,000 円、これが補助額となります。本耐震改修事業に対する補助金の交付につきましては、平成 26 年度から県と共に取り組んできたところではありますが、他県に比べて高い補助要件が設定されていたことから、これまで法で義務付けられた耐震診断は実施されたものの、耐震改修工事までは進んでいない状況でありました。このため、県に対して関係団体や長門市名での補助要件緩和に対する要望書の提出、さらに 9 月県議会の一般質問でも取り上げられたことなどから、県は 10 月 2 日付けで要綱の改正を行いまして、これに伴い本市でも 10 月 6 日付けで補助要綱の改正を行ったところでございます。

林委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご

質疑はありませんか。

先野委員 おはようございます。今補助要件の緩和の話をされたんですが、この補助要件の交付要綱を改正するというので、何が、今だいたい説明があったんですが、もう少し詳細をお願いします。

早川都市建設課長 先ほど部長が申しましたように、県の要綱改正を受けまして、市も同様に要綱改正を行いました。その中で、要緊急安全確認大規模建築物改修事業につきましては、大きく2点の変更点がございます。1点目は非難所等として、災害時に重要な機能を果たす建築物で、長門市と協定を結んだものというところを削除してございます。それから2点目につきましては、耐震設計において、乗数となる用途計数というもの、これを従前の1.25から1.0に緩和しております。

先野委員 先ほど5,000㎡以上の建物が対象となるということでありましたが、まだほかに対象のホテルがあるのか、今後対象となるホテルがあるのかお伺いします。

早川都市建設課長 市内に対象となる施設はホテル西京がございます。

重村委員 それでは1点だけ。民間のホテル経営をされている方がもちろん事業主体としてやられるわけですから、そこに国・県・市が補助金という形で支援をしていくと。今聞きますと、来年度も債務負担行為を設定されていることから、今説明を聞くと1年にはなりませんけど、ある程度長期間の工事になるかと思うんですが、多分営業されながら工事というのがある程度長期間行われるという中で、事業主体である民間業者の方がそこらあたりというのは気をつけられるでしょうけど、事件・事故、建築に関して、たとえば落下物があったとか、そこらあたりの市の監督責任ということはございませんけど、行政も補助金を出している。そこらあたりで指導なり何なりというところで市がどのように関わっていくべきなのか、そこらあたりを少し聞かせていただきたいと思えますけど。

早川都市建設課長 あくまでも国・県・市においては補助という立場でございます。当然施行される民間の方がそのあたりを十分気をつけて安全対策を万全にされて工事をされると考えております。設計等につきましては、事前に県もそうですけど、その内容についての設計等については事前に設計審査等を行いながら、その中で問題点があれば指摘とかそういったことになろうかと思えます。

重村委員 それじゃあもう1点。先野委員の関連になりますけど、ホテル西京がもう1件対象建物であるということで、この事業というのが、その事業主の方がやろうということで申請されない限りは起きないと思うんですけど、ホテル西京に関しては、今後そういう動きがあるのか、全くないのか、その1点だ

けをお聞かせいただきたいと思います。

早川都市建設課長 ホテル西京につきましても実は毎年、県と市が耐震改修のお願いに伺ってはおります。しかしながら、現時点で耐震改修をするというお話は今のところはお伺いをしておりません。

田村委員 1点だけ。県の要綱が変更になったという形の1つが、非難所の設定について、削除されたというふうに県のほうに聞いた。避難所の設定は削除されたということはこの当該のホテルが地域の防災拠点として避難所を設定しなくても補助はいたしますよと。こういうふうな理解でいいんですかね。それとも削除というのはどういう意味になるのか、そのあたりを説明していただければと思います。

早川都市建設課長 条件の中で避難所という条件がなくなったということでございますので、避難所に指定する必要はございません。

林委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。